

一般

保存期間	30年
------	-----

例規（薬銃）第35号
令和4年11月1日

各部長・参事官・所属長 殿

千葉県警察本部長

千葉県警察押収銃砲等及び覚醒剤等の保管委託要綱の制定について
見出しの要綱を別添のとおり制定し、令和4年11月1日から実施することとした
ので、誤りのないようにされたい。
なお、千葉県警察押収けん銃等及び覚せい剤等の保管委託要綱の制定について（平
成11年例規（銃対・薬対）第34号）は、廃止する。

別添

千葉県警察押収銃砲等及び覚醒剤等の保管委託要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪捜査に関する規程（昭和40年本部訓令第10号。以下「規程」という。）第98条の3第1項に規定する銃砲等及び覚醒剤等の証拠品の保管の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 銃砲等 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第1項に規定する銃砲のうち拳銃、小銃、機関銃及び砲、拳銃実包並びに拳銃部品をいう。
- 2 覚醒剤等 覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、あへん法（昭和29年法律第71号）及び大麻取締法（昭和23年法律第124号）の各違反に係る薬物等をいう。
- 3 集中保管証拠品 署長が刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課長（以下「薬物銃器対策課長」という。）に保管を委託した次に掲げる物をいう。
 - （1）銃砲等
 - （2）押収された銃砲等の収納に用いられた箱、ケース及びこれらに類する容器並びに押収された銃砲に係る消音器、着脱式銃床、武器用望遠照準器、弾倉、銃砲弾の装填に用いられる機器及びこれらの附属品
 - （3）覚醒剤等
 - （4）覚醒剤等を製造又は栽培するために用いられる機器、装置若しくは設備又はその部品

第3 保管委託

- 1 署長は、次に掲げる場合は、薬物銃器対策課長に押収した前記第2の3（1）から（4）までに掲げる物の保管を委託しなければならない。
 - （1）銃砲等又は覚醒剤等を押収してから1か月が経過した後も、当該銃砲等又は覚醒剤等に係る事件の被疑者が不詳である場合又はその所在が不明である場合
 - （2）押収した前記第2の3（1）から（4）までに掲げる物が、署の拳銃保管庫内の専用保管庫、覚醒剤等専用保管庫、証拠品保管庫又は証拠品保管倉庫に保管することができない場合
- 2 署長は、前記1（1）の場合は、前記第2の3（1）から（4）までに掲げる物に係る事件の公訴時効が完成する日の属する月の3か月前の月の末日（以下「保管委託満了日」という。）までの間、薬物銃器対策課長に

当該物の保管を委託することができる。

- 3 署長は、前2の規定にかかわらず、前記第2の3（1）から（4）までに掲げる物が薬物銃器対策課長から返還された場合で、署の拳銃保管庫内の専用保管庫、覚醒剤等専用保管庫、証拠品保管庫又は証拠品保管倉庫に保管することができないときは、当該物の保管を委託する必要性なくなる日まで、その保管を引き続き薬物銃器対策課長に委託することができる。

第4 集中保管証拠品の保管

- 1 薬物銃器対策課長は、保管の委託を受けた銃砲等を県本部の拳銃保管庫内の施錠ある専用保管庫に保管するものとする。

この場合において、当該保管庫に適切に保管することができない銃砲等は、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課（以下「薬物銃器対策課」という。）の証拠品保管庫内の施錠ある銃砲等専用保管庫に保管するものとする。

- 2 薬物銃器対策課長は、保管の委託を受けた覚醒剤等を薬物銃器対策課の証拠品保管庫内の施錠ある覚醒剤等専用保管庫に保管するものとする。
- 3 薬物銃器対策課長は、保管の委託を受けた前記第2の3（2）又は（4）に掲げる物を薬物銃器対策課の証拠品保管庫に保管するものとする。

第5 鍵の保管

県本部の拳銃保管庫内の施錠ある専用保管庫、薬物銃器対策課の証拠品保管庫内の施錠ある銃砲等専用保管庫及び覚醒剤等専用保管庫並びに薬物銃器対策課の証拠品保管庫の鍵は、薬物銃器対策課の課長補佐が保管するものとする。

第6 保管委託の手続

- 1 署長は、押収した前記第2の3（1）から（4）までに掲げる物の保管を薬物銃器対策課長に委託しようとするときは、集中保管証拠品保管委託書（別記様式第1号）及び当該物の鑑定書の写しとともに、当該物を薬物銃器対策課長に提出しなければならない。
- 2 薬物銃器対策課長は、前1の規定による物の提出があったときは、集中保管証拠品保管委託書の内容に誤りがないことを確認の上、集中保管証拠品受託書（別記様式第2号）を署長に交付しなければならない。
- 3 署長は、押収した前記第2の3（1）から（4）までに掲げる物の保管を薬物銃器対策課長に委託したときは、証拠物件保存簿（規程別記様式第26号）の払出し理由欄に薬物銃器対策課長に保管を委託した旨及び保管を委託する期間を記載しなければならない。
- 4 薬物銃器対策課長は、集中保管証拠品を保管するときは、集中保管証拠品保存簿（別記様式第3号）に必要事項を記載し、保管状況を明らかにし

なければならない。

第7 集中保管証拠品の一部の返還

- 1 署長は、必要があると認めるときは、薬物銃器対策課長に集中保管証拠品の一部の返還を請求することができる。
- 2 薬物銃器対策課長は、前1の規定による請求があったときは、署長が当該請求において指定した日に、集中保管証拠品一部返還書（別記様式第4号）とともに、当該集中保管証拠品の一部を返還するものとする。
- 3 薬物銃器対策課長は、前2の規定による返還を行うときは、集中保管証拠品保存簿に必要事項を記載し、返還状況を明らかにしなければならない。
- 4 署長は、前記2の規定により集中保管証拠品の一部が返還されたときは、集中保管証拠品受領書（別記様式第5号）を薬物銃器対策課長に交付するとともに、証拠物件出納簿（規程別記様式第23号）の備考欄に当該集中保管証拠品の一部が返還された旨及びその年月日を記載しなければならない。
- 5 署長は、前記2の規定により一部が返還された集中保管証拠品を捜査又は鑑識のために用いる必要がなくなったときは、薬物銃器対策課長に、当該集中保管証拠品の保管を委託しなければならない。
- 6 薬物銃器対策課長は、前5の規定による委託があった場合であって、前記3の規定により集中保管証拠品保存簿に記載された集中保管証拠品の一部と当該委託があった集中保管証拠品の一部とが同一であると認めたときは、集中保管証拠品一部受託書（別記様式第4号）を署長に交付しなければならない。
- 7 署長は、前記2の規定により返還された集中保管証拠品を捜査又は鑑識のため費消したときは、前記5の規定による委託をする際に、当該集中保管証拠品の鑑定書の写しその他必要な書類を薬物銃器対策課長に提出しなければならない。

第8 集中保管証拠品の返還

- 1 薬物銃器対策課長は、集中保管証拠品の保管委託満了日が属する月の6か月前の月の末日から3か月前の月の末日までの間に、署長に保管委託満了日に当該集中保管証拠品を返還する旨を通知しなければならない。
- 2 署長は、いつでも薬物銃器対策課長に集中保管証拠品の返還を請求することができる。
- 3 薬物銃器対策課長は、集中保管証拠品の保管委託満了日又は署長が前2の規定による請求において指定した日に、集中保管証拠品返還書（別記様式第2号）とともに、当該集中保管証拠品を返還するものとする。
- 4 薬物銃器対策課長は、前3の規定による返還をするときは、集中保管証

抛品保存簿に必要事項を記載し、返還状況を明らかにしなければならない。

- 5 署長は、前記3の規定により集中保管証拠品が返還されたときは、集中保管証拠品受領書を薬物銃器対策課長に交付するとともに、証拠物件保存簿の払出し理由欄に当該集中保管証拠品が返還された旨及びその年月日を記載しなければならない。

第9 記録の保存

- 1 署長は、集中保管証拠品保管委託書の写し、集中保管証拠品受託書、集中保管証拠品一部返還書、集中保管証拠品受領書の写し、集中保管証拠品一部受託書及び集中保管証拠品返還書を証拠物件保存簿とともに保存しなければならない。
- 2 薬物銃器対策課長は、集中保管証拠品保管委託書、集中保管証拠品一部返還書の写し、集中保管証拠品受領書、集中保管証拠品一部受託書の写し及び集中保管証拠品返還書の写しを集中保管証拠品保存簿とともに保存しなければならない。

第10 細目的事項

この要綱を実施するために必要な細目的事項は、薬物銃器対策課長が別に定める。

別 記

第 1 号様式（第 6 の 1）

年 月 日		
集中保管証拠品保管委託書		
薬物銃器対策課長 殿		
警察署長		
次の集中保管証拠品の保管を委託します。		
保 管 委 託 期 間		年 月 日から 年 月 日までの間
集 中 保 管 証 拠 品	証 拠 物 件 保 存 簿 番 号	年 第 号（符号 ）
	種別及び数量	回転弾倉式拳銃（ ） 自動装填式拳銃（ ） 小銃（ ） 機関銃（ ） 砲（ ） 拳銃実包（ ） 拳銃部品（ ） 覚醒剤（ ） 麻薬（ ） あへん（ ） 大麻（ ） その他（ ） 注 品名は別紙記載のとおり。
	公 訴 時 効 成 立 年 月 日	年 月 日
	事 案 概 要	
署 事 件 主 管 課 長		課 階級 氏名
保 管 委 託 日 等		保管委託日 年 月 日
		署 引 渡 者 課 階級 氏名
備 考		
※本部保存簿番号		年 第 号

注 ※印欄は、薬物銃器対策課で記載する。

		警察署	
証拠物件保存簿番号		年 第 号	
符 号	品 名	数 量	備 考
※本部保存簿番号		年 第 号	

第 2 号様式（第 6 の 2 及び第 8 の 3）

		年 月 日
集中保管証拠品 受託書 返還		
警察署長 殿		薬物銃器対策課長
次の集中保管証拠品を受託しました。 返還します。		
保 管 期 間		年 月 日から 年 月 日までの間
集中 保管 証拠 品	証 拠 物 件 保 存 簿 番 号	年 第 号（符号）
	種別及び数量	回転弾倉式拳銃（ ） 自動装填式拳銃（ ） 小銃（ ） 機関銃（ ） 砲（ ） 拳銃実包（ ） 拳銃部品（ ） 覚醒剤（ ） 麻薬（ ） あへん（ ） 大麻（ ） その他（ ） 注 品名は別紙記載のとおり。
受 託 年 月 日 返 還		年 月 日
保 管 責 任 者		薬物銃器対策課 階級 氏名
取 扱 責 任 者		薬物銃器対策課 階級 氏名
備 考		
※本部保存簿番号		年 第 号

注 ※印欄は、薬物銃器対策課で記載する。

		警察署	
証拠物件保存簿番号		年 第 号	
符 号	品 名	数 量	備 考
※本部保存簿番号		年 第 号	

注 ※印欄は、薬物銃器対策課で記載する。

第3号様式（第6の4及び第7の3）

集中保管証拠品保存簿

年

決 裁 (委託時)	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者
本 部 保 存 簿 番 号	—			—			—		
委 託 署	署			署			署		
罪 名	覚取法・麻向法・あへん法 大麻法・銃刀法 その他（ ）			覚取法・麻向法・あへん法 大麻法・銃刀法 その他（ ）			覚取法・麻向法・あへん法 大麻法・銃刀法 その他（ ）		
委託年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日		
返還予定年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日		
委 託 署 保 存 簿 番 号	—			—			—		
保 管 物 件	品 名		数 量	品 名		数 量	品 名		数 量
保 管 場 所	・本部証拠品保管庫 ・都町証拠品保管庫 ・本部拳銃保管庫			・本部証拠品保管庫 ・都町証拠品保管庫 ・本部拳銃保管庫			・本部証拠品保管庫 ・都町証拠品保管庫 ・本部拳銃保管庫		
公 訴 時 効 日	年 月 日			年 月 日			年 月 日		
決 裁 (一部返還時)	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者
一部返還年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日		
一部返還物件									
決 裁 (再委託時)	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者
再保管年月日	年 月 日			年 月 日			年 月 日		
決 裁 (返 還 時)	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者	管 理 者 責 任 者	保 管 者 責 任 者	取 扱 者 責 任 者
返 還 年 月 日	年 月 日			年 月 日			年 月 日		
返 還 理 由									

第4号様式（第7の2及び6）

		年 月 日
集中保管証拠品一部 警察署長 殿		返還 受託 書 薬物銃器対策課長
次の集中保管証拠品の一部を返還します。 受託しました。		
返 還 期 間		年 月 日から 年 月 日までの間
集中 保管 証拠 品	証 拠 物 件 保 存 簿 番 号	年 第 号（符号 ）
	種別及び数量	回転弾倉式拳銃（ ） 自動装填式拳銃（ ） 小銃（ ） 機関銃（ ） 砲（ ） 拳銃実包（ ） 拳銃部品（ ） 覚醒剤（ ） 麻薬（ ） あへん（ ） 大麻（ ） その他（ ） 注 品名は別紙記載のとおり。
返 還 年 月 日 受 託		年 月 日
保 管 責 任 者		薬物銃器対策課 階級 氏名
取 扱 責 任 者		薬物銃器対策課 階級 氏名
備 考		
※本部保存簿番号		年 第 号

注 ※印欄は、薬物銃器対策課で記載する。

		警察署	
証拠物件保存簿番号		年 第 号	
符 号	品 名	数 量	備 考
※本部保存簿番号		年 第 号	

第 5 号様式（第 7 の 4 及び第 8 の 4）

		年 月 日
集中保管証拠品受領書 薬物銃器対策課長 殿 警察署長 次の集中保管証拠品を受領しました。		
受 領 年 月 日		年 月 日
集 中 保 管 証 拠 品	証 拠 物 件 保 存 簿 番 号	年 第 号（符号 ）
	種別及び数量	回転弾倉式拳銃（ ） 自動装填式拳銃（ ） 小銃（ ） 機関銃（ ） 砲（ ） 拳銃実包（ ） 拳銃部品（ ） 覚醒剤（ ） 麻薬（ ） あへん（ ） 大麻（ ） 指定薬物（ ） その他（ ） 注 品名は別紙記載のとおり。
署 受 領 者		階級 課氏名
備 考		
※本部保存簿番号		年 第 号

※印欄は、薬物銃器対策課で記載する。

		警察署	
証拠物件保存簿番号		年 第 号	
符 号	品 名	数 量	備 考
※本部保存簿番号		年 第 号	

注 ※印欄は、薬物銃器対策課で記載する。